

水道法の改正について

1 水道法改正理由 = 「水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる」

(1) 人口減少に伴う水の需要の減少 (2) 水道施設の老朽化 (3) 深刻化する人材不足等

- ・「現在の社会情勢に合わなくなってきた」 ⇒ 水道施設の整備、普及が進み、老朽化対策が必要な時代に移行
- ・「さらなる民間企業の参入を想定・期待する」 ⇒ 国が進めている民間活用の流れに沿った制度改正

2 改正の概要

水道事業の維持・向上に関する専門委員会の報告に基づき、水道法の目的「水道の計画的な整備」を「基盤強化」に変更。

①関係者の責務の明確化と②広域連携の推進

- ・法律の目的における「水道の計画的な整備」を「水道の基盤の強化」に変更する。
- ・水道事業者等に対して「水道の基盤の強化」に関する責務を規定する。
- ・県には、水道事業者等の広域的な連携の推進役としての責務が規定される。

③適切な資産管理の推進

- ・水道事業者等に対して、点検を含む施設の維持・修繕・台帳の整備を義務付ける。
- ・水道施設の計画的な更新の実施や費用等の収支見通しの作成や公表に関する努力規定を設ける。

④官民連携の推進

- ・水道施設運営権を民間事業者に設定できる「コンセッション方式」を導入する「仕組み」を明記。

⑤指定給水装置工事事業者制度

- ・民間活用方針のなかで、業者数が膨らみ把握が困難となっていたため、5年間の有効期限を設ける更新制度を創設。

改正の背景

- ・2015 公営企業年鑑によると、約 3 割の水道事業体において給水原価が供給単価を上回っている（原価割れ）。
〔本市の平成 29 年度 供給単価 178 円/給水原価 157 円〕
- ・人口減少、給水量の減少、水道施設の老朽化への対応の遅れ。全国的な状況で更新率は 1 % 程度、更新には 130 年以上かかる。
- ・平成 30 年 6 月 18 日の大阪北部地震では、3 万 8 千戸が断水。企業団の水道管 2 本が破裂し、法定耐用年数 40 年を 10 年経過の事実。

3 市の水道事業の現状

- ・水道事業者としては、給水事業を行う責任を踏まえ、市民の生命（いのち）の水を守る立場を貫かなければならないと考える。
- ・水道事業をどのように管理運営し、事業を安定した経営で継続していくための方針や施設の維持管理・更新・施設の耐震化対策の計画（10年間）を平成28年度に「安曇野市水道ビジョン」としてまとめている。

○安曇野市水道ビジョン 「清らかで良質な水をいつまでも」

- ・事業環境の変化—人口や給水量の減少、施設更新需要の増大 震災等の危機管理対策
- ・事業統合—旧町村時代から引き継いだ4事業を統合し、安曇野市水道事業とした。 ～経営と管理の一体化
- ・事業計画—安全・強靱・持続・信頼
水安全計画・避難所給水管路耐震化、防災訓練・老朽管の計画的な更新、管路長寿命化、漏水調査実施、水源施設の老朽化診断、アセットマネジメントの実践、施設統廃合、ダウンサイジング、料金適正化・情報提供、ニーズ把握
- ・投資計画—10年間の計画、約12億円を全地域で投資 [主要管路の耐震化 老朽管の布設替を実施]

4 民営化に対する考え方

- ・本市の水道ビジョンが目指す「清らかで良質な水をいつまでも」の取組により、改正法の趣旨である「基盤の強化」部分は、既に市の水道事業として実施しており、計画的な更新と施設の耐震化等に必要な財源計画も伴っている。
- ・国は専門委員会報告を受け、水道事業の現状や課題を解決するための選択肢として、水道民営化路線の官民連携の推進としての「運営権を設定する仕組み」の導入を図ったものであり、民営化しなければならない訳ではない。
- ・県議会での環境部長答弁では、幅広く広域連携策を検討していくが、具体化はしていないと答弁している。信毎記事では、県の水大気環境課への取材でコンセッション方式の導入を検討している市町村は無いとしている。
- ・人材不足や施設の老朽化対応の費用負担、人口減少に伴う給水収益の減少など、持続性が危ぶまれる水道事業の解決策としての民営化導入の選択肢が加わったものになるが、本市は持続可能な水道事業の道筋を構築している。